

市町村コード
271403

大阪府
堺市

事業所税領収証書

口座番号 00980-5-960025
加入者 堺市会計管理者

住所又は所在地
氏名又は名称

年度 1113
処理事項 管理番号

事業年度又は課税期間
申告区分 01 11 21 22
申告 修正 決定 更正

事業所税額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	02									
過少申告加算金	03									
重加算金	04									
合計	05									


納期限 年 月 日

上記のとおり領収しました。

この領収証書は裏面記載の金融機関等の領収日付印の押印により効力が生じます。

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっており、切り離さずに金融機関等へ持参してください。

領収日付印



市町村コード
271403

大阪府
堺市

事業所税納付書

口座番号 00980-5-960025
加入者 堺市会計管理者

住所又は所在地
氏名又は名称

年度 1113
処理事項 管理番号

事業年度又は課税期間
申告区分 01 11 21 22
申告 修正 決定 更正

事業所税額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	02									
過少申告加算金	03									
重加算金	04									
合計	05									

納期限 年 月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印



(受入店保管)

市町村コード
271403

大阪府
堺市

事業所税領収済通知書

口座番号 00980-5-960025
加入者 堺市会計管理者

住所又は所在地
氏名又は名称

年度 1113
処理事項 管理番号

事業年度又は課税期間
申告区分 15 26 27 01 11 21 22
申告 修正 決定 更正

事業所税額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金	02									
過少申告加算金	03									
重加算金	04									
合計	05									

納期限 年 月 日

上記のとおり通知します。

領収日付印



受入店→代表店→三菱UFJ銀行堺支店→堺市(堺市保管)

◎この市税の納付方法等について

- この税金は下記の**堺市指定の金融機関の本・支店、又は近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行・郵便局**で納付してください。
- 上記1によることができない場合は、本書を同封の上、現金書留等で直接堺市あてに送付するか、又は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局から払込取扱票に法人名、所在地、連絡先のほか通信欄に管理番号をご記入の上、堺市の口座へ払込みください（加入者名：税務事務堺市会計管理者、口座記号・番号：00910-3-5942番）。

ご注意
郵送及び払込みにかかる費用は納税者負担です。

- **堺市指定金融機関**
三菱UFJ銀行

- **堺市指定代理金融機関**
池田泉州銀行 関西みらい銀行 紀陽銀行
堺市農業協同組合 みずほ銀行 三井住友銀行
りそな銀行

- **堺市収納代理金融機関**
尼崎信用金庫 阿波銀行 伊予銀行
永和信用金庫 大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫 大阪信用金庫 大阪南農業協同組合
京都銀行 近畿産業信用組合 近畿労働金庫
十三銀行 成協信用組合 大同信用組合
徳島大正銀行 南都銀行 のぞみ信用組合
ミレ信用組合 ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行については、近畿2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）に所在するゆうちょ銀行又は郵便局で納付してください。
金融機関については、令和5年4月1日現在のものです。
なお、金融機関は統廃合などにより変更される場合がございますのでご注意ください。

3 **延滞金について**

延滞金の額は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に、以下の表の割合をそれぞれ乗じて計算した金額です。

	内 容	本則	特 例 (本則の割合に満たない場合に適用)
令和3年 1月1日 以後の期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	延滞金特例基準割合 +7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合 +1%
平成26年 1月1日から 令和2年 12月31日まで の期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	特例基準割合 +7.3%
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合 +1%
平成25年 12月31日 までの期間	納期限の翌日から1月を経過した日以降	14.6%	本則を適用
	納期限の翌日から1月を経過する日まで	7.3%	基準割引率+4%

- ※ 上記の表の割合は、年当たりの割合です。うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
- ※ 延滞金特例基準割合（令和2年12月31日までは特例基準割合）とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合です。
- ※ 基準割引率とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率をいいます。
- ※ 上記の表は一般的な延滞金計算に適用されます。

納期限は下記のとおりです。

	事業にかかる事業所税
法人	事業年度終了の日から2か月以内
個人	翌年の3月15日まで